

## 埼玉県雇用対策協議会補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、県内労働力の確保を図るため、埼玉県雇用対策協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の補助金に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業及び補助対象経費)

- 第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とし、補助の対象となる経費は、当該事業を実施する場合に要する事業費及び事務費とする。
- (1) 県外からの労働力の導入に関する事業
  - (2) 県内学卒者の県内事業所への就職促進に関する事業
  - (3) 中高年齢者等の労働力の活用に関する事業
  - (4) 県内産業の広報に関する事業
  - (5) 県内事業所就職者の定着指導に関する事業

### (補助額)

- 第3条 前条の経費に対する補助額は、知事が定める額とする。
- 2 補助金の支払方法は、概算払とすることができる。

### (申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は2部とする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、別に定めるところによる。
- 3 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

### (交付決定通知書の様式)

- 第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

### (状況報告)

- 第6条 規則第11条に規定する補助事業の遂行の状況報告は、様式第3号の状況報告書で行う。

(報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第8条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、様式第5号の確定通知書で行う。

(書類の整備等)

第9条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。